

2026 年 9 月 25 日

投資者の皆さまへ

S B I 岡三アセットマネジメント株式会社

**「香川県応援ファンド」
投資信託約款の変更決定のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では、追加型証券投資信託「香川県応援ファンド」（以下、「ファンド」といいます。）の投資信託約款の変更につきまして、2026 年 8 月 13 日現在の受益者を対象とし、2026 年 8 月 13 日から 2026 年 9 月 24 日までの間、異議申立の受付を行いました。

その結果、異議申立をされた受益者の受益権の合計口数が 2026 年 8 月 13 日の受益権総口数の 2 分の 1 を超えなかったため、当初の予定通り 2026 年 10 月 26 日に投資信託約款の変更をすることとなりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

<投資信託約款の変更の内容>

ファンドの信託期間を「無期限」から「2027 年 3 月 10 日まで」に変更します。

※投資信託約款の変更を行うことが可決されたため、ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象から外れます。

下線部は変更部分を示します。

新	旧
(信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から <u>2027 年 3 月 10 日まで</u> 、または第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項および第 45 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。	(信託期間) 第 5 条 この信託の期間は、投資信託契約締結日から第 41 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項および第 45 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。
(<u>信託期間の延長</u>) 第 48 条の 3 <u>委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u>	<新設>

以上